

## ご当地特産品開発支援事業補助Q & A

Q 1 この補助金の対象となる「特産品」とは何ですか。

A 1 町内事業者が町内で開発、製造または提供する商品または飲食メニューで、町の魅力や地域資源を活かし、地域経済の活性化に資すると町が認めるものをいいます。食品や加工品等の物品だけでなく、町内飲食店で継続的に提供される料理や飲料等も対象となります。

Q 2 飲食メニューも補助対象になりますか。

A 2 はい、対象になります。町内産原材料を活用し、継続的に提供することを前提とした新規メニューの開発や、既存メニューの実質的な改良であれば補助対象となります。ただし、盛り付けや名称変更のみのものは対象外です。

Q 3 「既存特産品の改良」とはどのようなものですか。

A 3 原材料、製造方法、加工工程、調理方法、品質、機能性等に実質的な変更を加え、付加価値や市場性の向上、新たな需要の創出につながると認められるものをいいます。

Q 4 簡易な改良とはどのようなものですか。

A 4 パッケージやラベル、盛り付けの変更のみを行うもの、内容量・サイズ・価格・名称のみの変更、原材料や製造・調理方法に実質的な変更を伴わないものなどは、簡易な改良として補助対象外となります。

Q 5 期間限定メニューは対象になりますか。

A 5 期間限定または試験的な提供のみを目的とする飲食メニューは補助対象外です。将来にわたり継続的な提供が見込まれることが必要です。

Q 6 町外産の原材料を使用した商品やメニューは対象になりますか。

A 6 原則として町内産の農畜産物等を1種類以上使用する必要があります。ただし、町内産原材料と組み合わせて使用すること自体を妨げるものではありません。

Q 7 既存商品の増刷や既存機器の更新は補助対象になりますか。

A 7 既存商品の単なる増刷や、既存機器の更新のみを目的とした経費は補助対象外です。

Q 8 補助金は同じ年度に何回でも申請できますか。

A 8 同一事業所につき、補助金の交付は新規・更新いずれか年度内1回までです。

Q 9 他の補助金と併用することはできますか。

A 9 同一事業について、国・道・他制度等の補助金と併用することはできません。

Q 10 補助対象になるか判断が難しい場合はどうすればよいですか。

A 10 申請前に事業内容を整理したうえで、町担当窓口へ事前相談を行ってください。最終的な補助対象該当性については、要綱に基づき町が総合的に判断します。

Q 11 補助申請をする前に完成してしまいました。補助を受けることはできますか。

A 11 本補助金は事業に着手する前に申請しなければなりませんので、完成後に補助を受けることはできません。町担当窓口へ事前相談を行ってください。